

クーリングオフのお知らせ

特定商取引法の規定により、以下の期間中は、販売業者に書面で通知することによって本契約を無条件で解除（クーリングオフ）することができます。

- ①本書面を受け取ってから8日間（受け取り日を含みます）。
- ②販売業者側が事実と異なる説明をして誤認させたり、威迫し困惑させたことで、上記の8日以内のクーリングオフを行わなかった場合は、クーリングオフできる旨の書面を販売業者から受け取らない限りクーリングオフ期間が延長され、改めて書面を受け取った日から8日間（受け取った日を含む）まではクーリングオフすることができます。

上記による解約は、次の扱いとなります。

- ア) 通知書面を出したとき（郵便消印日付）に効力を生じます。
- イ) 契約解除に伴う損害賠償・違約金などを請求されることはありません。
- ウ) すでに配達された新聞代金を支払う義務はありません。また、配達した新聞を引き取るための費用を請求されることはありません。
- エ) 購読代金が前払いされている場合、すみやかに全額を返還します。

ご契約にあたって お客様へお知らせとお願い

お客様のご都合により解約する場合は、契約時にお渡し致しました景品類を販売所にお返し頂きます。

【購読料】

1. 購読料3,300円は月極め料金です。（本体3,056円+消費税244円）
2. 月の途中において購読の開始又は終了もしくは中止がなされる場合、当該月の購読料は日割り計算とさせていただきます。
日割り計算方式〈例〉（新聞1部売り定価140円×配達日数）
月極め購読料を超える代金請求は致しません。
3. 購読料の改定が行われた場合には、新購読料とさせていただきます。

【契約の継続】

購読契約期間終了後は、契約期間満了の5日前に購読終了の意思表示がなければ、継続購読とさせていただきます。

【お引越しの際】

お引越し期日、新住所が決まりましたら販売所にご連絡下さい。販売所から新住所担当の販売所に連絡致します。

【個人情報について】

お客様にご記入いただいた個人情報は、お客様への新聞の配達などを担当する福島民報取り扱い販売所に連絡させていただき、新聞販売所において適切に管理いたします。